

答申第 36号

鎌倉市情報公開審査会 第18号
平成15年 7月30日

鎌倉市議会議員 松中 健治 様

鎌倉市情報公開審査会
会長 若杉 明

平成15年3月28日付け鎌議第1010号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立について

答 申

1 審査会の結論

異議申立人による「陳情38号 広町緑地の買収方針の手法、価格等の精査についての陳情に関する当日の会議を録音したテープのコピー（建設常任委員会）」（以下「本件録音テープ」という。）についての公開請求に対して、実施機関である鎌倉市議会の議長が平成15年3月18日に行った行政文書不存在決定は取り消すことが妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市議会議長が平成15年3月18日付で異議申立人に対してした行政文書不存在決定処分の取消し決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 鎌倉市情報公開条例（以下、「条例」という。）第2条で規定された、公開請求の対象となる行政文書は、「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関が保有しているものをいう」とあるだけであって、ただし書き除外も、職員の個人的文書・公刊販売図書・図書館等の管理図書のみである。

イ 条例第2条には、対象外のものは不存在とするようには書かれていない。また同条では、電磁的な記録も公開対象になっており、条例の基本的精神は公開することが大前提である。

ウ 会議録音テープは、再利用する一時的保管文書かもしれないが、それが現実に「不存在」でなく、存在する以上は、「不存在文書」として公開を拒むのではなく、公開の便を図って欲しい。

エ 誤引用している職員のためのマニュアル（運用指針）には、「組織的に用いられていないもの」の項のなお書に「会議記録を作成するための補助として会議の内容を一時的に録音したカセットテープ等は、保存の対象となる正規の行政文書ではないため、公開請求の対象から除く」云々とあるが、録音テープは職員個人のメモではなく、組織業務上の必要から利用している記録そのものであり、「なお書」で除外しているのは本文の解釈から逸脱している。

3 実施機関の説明の要旨

ア 本市議会の委員会会議録については、発言についてはおおむね全文反訳とし、発言どおりとしている。しかし、休憩中の音声や議案についての原局説明は録音しておらず、発言者の氏名などの音声情報が録音されていない場合があるなど、録音テープの音声情報と会議録の文字情報は同一ではない。

イ 委員会会議録については、鎌倉市議会委員会条例第24条により、「委員長は、書記をして会議録を調整し、会議の次第及び、出席委員の氏名を記載させ、委員1名とともにこれに署名しなければならない。」とされていることから、文書により作成されたものであることを要する。

本件テープについては、あくまでも唯一の公的記録である委員会会議録を作成するための補助として委員会の経過を音声として記録したものであり、保存の対象となる行政文書ではなく、一定の期間が経過した時点で消去する時限的記録である。

ウ 録音されたテープは、委員会が終了してから会議録が所定の手続を経て完成するまでの間、書記の管理下におかれている。このことから、書記が文字により作成する速記録と同様に、会議録を作成する書記個人で利用する段階にとどまるものであり、供覧や決裁の対象となるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあるものとは考えていない。

エ 議会においては、委員会審査における録音機の持ち込み及び傍聴者によるテープ録音を禁止している。これはその録音テープの公表によって、審査内容が正確に理解されず、誤解を招くおそれがあるほか、今後の委員会審査における率直な意見交換に支障をきたすおそれ等があることから認められていないものとする。

以上のことから、本件録音テープについては、条例第2条第2号ア「実施機関の職員により組織的に用いられていないもの」に該当し、公開請求の対象となる行政文書にはあたらない。

4 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例第4条で、「何人も、この条例に定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる。」と定められている。

公開を請求できる行政文書については、条例第2条で、「実施機関の職

員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定され、ただし、実施機関の職員により組織的に用いられていないものは除かれている。

そこで、本件録音テープが、条例第2条にいう「行政文書」であるかどうかを以下において検証する。

(2) 条例第2条第2号の該当性について

本件録音テープは、磁気テープであり、条例上の電磁的記録である。そして、市議会事務局職員により、建設常任委員会で録音機を操作して録音したもので、実施機関の職員が職務上作成したものと解するのが妥当と考える。

また、本件録音テープは、実施機関である市議会が会議録作成上必要なものとして保管・保有されている状態のもので、現に消去されていないままになっている。

さらに、市議会において、当初予算を措置し、反訳する専門業者と契約して会議録を作成する一連作業において、組織的に用いられていないものと解することは無理がある。

以上を踏まえ、本件録音テープを「行政文書」にあたらぬとする実施機関の判断は、条例の趣旨からみて、妥当とは言い難く、本件録音テープは「行政文書」と解するのが適当であり、現に存在している以上、公開請求の対象とするべきである。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 3. 28	諮問 (諮問第 42 号)
4. 8	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
4. 15	行政文書不存在決定理由説明書を受理
4. 15	異議申立人に行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
4. 28	・行政文書不存在決定理由説明書に対する意見書を受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
5. 22	第 99 回審査会 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関から行政文書不存在決定理由説明の聴取
6. 19	審議 (第 100 回審査会)
7. 10	審議 (第 101 回審査会)
7. 24	審議 (第 102 回審査会)
7. 30	答申